

お祭りで神輿を担ぐ町内会の皆さまへ

「お祭り保険」のご案内

「行事参加者の傷害危険補償特約セット普通傷害保険」および「施設所有管理者賠償責任保険」

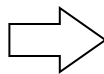
お祭り保険とは・・・

- ①祭礼参加者が行事参加中に偶然な事故でケガをした場合の傷害補償
- ②祭礼において神輿や山車の渡御が原因で見物人などの他人の身体や財物に損害を与え、行事主催者が法律上の賠償責任を負った場合の賠償責任補償の2つがセットになった保険です。



1. お祭り傷害保険

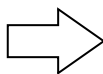
参加者のケガの補償



- ①神輿会の参加者が、神輿渡御中に転倒して顔面を負傷してしまった。
- ②山車の渡御に参加していたこどもが車輪に足を挟みケガをした。

2. お祭り賠償責任保険

見物人や他人の物への補償



- ①渡御中の神輿が寄れてしまい見物人にぶつかりケガをさせた。
- ②山車が曲がりきれず、車道に駐車中の車にぶつかり破損させた。

「お祭り保険」事前連絡シート（送信用）

「お祭り保険」とは、「お祭り傷害保険」と「お祭り賠償責任保険」のつ2つがセットになった契約です。
「お祭り傷害保険」と「お祭り賠償責任保険」のセットの契約または「お祭り傷害保険」のみの契約は可能ですが、
「お祭り賠償責任保険」単独の契約は出来ませんのでご注意ください。

1. お祭り傷害保険

「お祭り傷害保険」とは、神輿や山車の渡御に参加している間に、参加者が偶然な事故によりケガをした場合に、保険金をお支払いします。

●補償内容（1名あたりの保険金額・保険料）

<往復途上傷害危険補償特約、熱中症危険補償特約セット、保険期間1日、団体割引5%>

保 険 金 額	プラン①	プラン②	プラン③
死亡・後遺障害保険金額	1,000万円	500万円	300万円
入院保険金日額	7,000円	4,000円	3,000円
通院保険金日額	2,500円	2,000円	1,500円
保険料	540円	299円	201円

- ※鉢合せをする喧嘩神輿、喧嘩祭り、だんじりなどの危険度が高い行事は対象外です。
- ※子ども神輿が「樽神輿」や「紙みこし」の場合は保険料が変わりますので、別途ご連絡ください。
- ※上記保険料は1日あたりの参加者数が50名以上の場合の団体割引5%を適用しています。参加者数により保険料が変更となる場合がありますのでご了承ください。
- ※この保険では、1日あたりの参加者数が20名以上の行事参加者全員が契約の対象となります。
- ※入院中に手術を受けた場合は入院保険金日額×10倍、外来で受けた手術の場合は入院保険金日額の5倍の手術保険金をお支払いします。

●保険料計算方法

①神輿、山車の種類を☑チェックください。

おとな神輿 こども神輿 おとな山車 こども山車

②ご選択のプランは？ プラン①～③をご記入ください。

③開催日と1日あたりの祭礼行事に参加者する人数を記入ください。

日 参加者()名 ・ 日 参加者()名

④保険料を計算してください。(1名あたりの保険料×延参加者数＝保険料)

円 × 名 = 円

⑤その他ご希望があればご記入ください。

* 事前連絡シートのご記入が完了しましたら、下記メールまたはFAXにて事前連絡シートを送信してください。

メール: info@murakami-hoken.co.jp

FAX: 03-6447-5456

2. お祭り賠償責任保険

「お祭り賠償責任保険」とは、神輿や山車の渡御中に、見物人などの第三者の身体をケガをさせてしまったり、第三者の財物を壊してしまった場合に生じる法律上の損害賠償に対して保険金をお支払いします。

●補償内容

身体賠償・財物賠償共通 2億円 免責金額1事故につき 2万円	神輿・山車の1日あたり 一基(台)の保険料
参加者数 20名～250名まで	10,000円
参加者数 251名～500名まで	15,000円

※参加人数が501名以上の場合は、保険料が変わりますので、別途ご連絡ください。

※お祭り賠償責任保険では、行事参加者に対する賠償責任は対象外となりますので、ご注意ください。

●保険料計算方法

①神輿、山車の種類をチェックください。

おとな神輿 こども神輿 おとな山車 こども山車

②開催日と1日あたりの参加者する人数を記入ください。

開催日 月 日	参加者 名	保険料 円
開催日 月 日	参加者 名	保険料 円
合計保険料		円

お祭り傷害保険 +

お祭り賠償責任保険により

合計保険料 円

本書面は正式な契約を締結する前の事前連絡シートです。本シートをご提出いただいたのち、確認のご連絡のうえ、正式な申込書を送付またはお届けいたします。事前連絡シートの提出のみで契約は締結されませんのでご注意ください。お客さまからいただいた情報は、保険料計算・申込書送付のために利用し、他の目的に利用することはありません。

上記内容のお祭り保険へ申込みを希望しますので、正式な申込書を送付ください。

日付(申込日) 令和 年 月 日

町 会 名

町 会 長 名 (担当者名)

連 絡 先 住 所

電 話 番 号

3. 実際の事故によるお支払い例

《お祭り傷害保険》

(1) 神輿渡御に参加者ていた担ぎ手が転んで腕を骨折し通院した。

(2) こども山車に参加していた小学生が熱中症で倒れ入院した。

(熱中症危険補償特約による)

(3) 行事参加者が自転車で祭礼会場に向かう途中、交通事故にあい入院した。

(往復途上傷害危険補償特約による)

《神輿・山車賠償責任保険》

(1) 神輿が参道の露店にぶつかり店を破損させた。

(2) 山車が倒れてしまい見物人にあたり、重傷のケガを負わせた。

近年、事故による高額なお支払いが増加しております。

万が一のための安心に「お祭り保険」を！

4. ご契約時の注意点

・本ご案内では、祭礼行事(神輿・山車の渡御)への参加者全員を対象としております。参加者数の確認を行う為、名簿等の客観的資料の備付けが必要となります。

・お申込みの際には、必ず事前連絡シートにて正しい参加者数をご報告ください。

・祭礼の種類によってはお引き受けできない行事がございます。詳細につきましては取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせ下さい。

・本ご案内は、神輿・山車の渡御を前提にご案内をさせていただいております。神輿・山車以外の祭礼行事(例えば、稚児行列、火を使った祭礼行事、船を使った祭礼行事など)につきましては、別途ご案内させていただきますので、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

・お祭り傷害保険では、行事参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合に保険金をお支払いします。脳卒中や心臓病などの疾病、飲酒が原因での熱中症・ケガや喧嘩によるケガは対象外となります。

・本ご案内は概要について説明しています。保険金をお支払いできない場合などの詳細につきましては取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせ下さい。

【お問合せ・お申込み】

●取扱代理店

神社本庁指定代理店 **有限会社村上(村上代理店)**

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-5-10

フリーダイヤル:0120-280-010

TEL:03-6447-5455 FAX:03-6447-5456

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第3課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL:03-3349-5408 FAX:03-6338-0162



村上代理店HP